

第3回公開研究会 「いじめ」の心理臨床に対する疑問

話題提供者 センター教授 佐藤 学

1998. 9. 25

1) 「いじめ」と呼ばれる現象

「いじめ」を苦にする自殺という痛ましい事件がマスコミによって報道され、「いじめ」に対する対処としてスクール・カウンセラーが学校に配置されて、「いじめ」に苦しむ子どもを対象として「癒し」のカウンセリングが行われる。この誰も疑いをさしはさめない一連の事実をあえて疑い検討し直すのが、今回の報告の主題である。

まず「いじめ」という現象は拡大し深刻化しているのだろうか。「いじめ」に関する調査の統計を見る限り、その発生件数（文部省調査）では調査を開始した1984年の12万件から1992年の2万件まで一貫して下降し、鹿川君の自殺を契機に1993年に5万8千件へと一気に上昇しているが、それ以後は緩やかに下降している。もちろん調査の統計は「いじめ」という現象の氷山の一角であるが、統計に見られる量的な推移は参考にすべきだろう。さらに「いじめ」による「自殺」という衝撃が、上記の一連の措置を導いているわけだが、「いじめ」が原因で自殺した子どもの数は子どものすべての自殺の件数の中で1%である。なぜ「いじめ」が特権化されてクローズ・アップされたのだろうか。そういう素朴な疑問を立ててみることは無駄ではないだろう。

もちろん自殺に追い込まれるほど、一部の「いじめ」が陰湿化し深刻化していることは事実である。そのような陰湿で残酷な行為は決して許されるものではない。しかし、ここでも疑問が派生する。そうであるならば、なぜ、「いじめられる子ども」のカウンセリングが中心的な対策となって、「いじめられる子ども」への対処が中心的な対策にならないのか。そもそも心理臨床のカウンセリングによって「いじめ」への対処は可能なのだろうか。

「いじめ」という用語それ自体にも疑いをさしはさむ必要がある。いったい何を「いじめ」として定義できるのかということ自体が曖昧な用語である。たとえば、自殺にまで追い込まれる「いじめ」は集団的な暴力行為が伴っている。「いじめ」という現象と暴力との結びつきについて、もっと検討されるべきではないだろうか。事実、「いじめ」の件数は1984年と今日を比較すると減少傾向にあるが、校内暴力の件数は一貫して上昇している。そうだ

とすれば、深刻な「いじめ」を子どもの暴力の問題と結びつけて認識することも不可能ではない。同様に、「いじめ」と呼ばれている現象を差別や排除の問題として認識することも可能である。実際、「いじめ」という用語が1984年にマスコミを通じて大々的に報道される以前も「いじめ」という現象は存在したが、教師の多くは、暴力的な言動の問題として、あるいは差別や排除の問題として現象を認識し対処していた。「スクール・カウンセリングによる対策」という発想は存在しなかったのである。

今日の「いじめ」と呼ばれている現象が、学校生活の窒息状況から生み出される陰湿で深刻な問題であり、放置できない現象であることは事実である。そうならば、なぜ、この現象を学校の機構や文化の問題として対処しないのか。なぜ、この現象を「いじめ」という呼称で一般化し、スクール・カウンセラーの心理臨床によって解決しようとするのだろうか。

もちろん、スクール・カウンセラーの必要性を否定しているわけではない。「いじめ」に限らず、一人では背負いきれない深刻な悩みを抱えた子どもにとってスクール・カウンセラーの存在の価値は大きい。しかし、「いじめ」に関する限り、一つの学校にどれほど専門家のカウンセラーを必要とするほど深刻な症状を抱えた子どもが存在しているだろうか。さらに言えば、一切の「いじめのない学校」が良い学校と言えるだろうか。一切「いじめ」のない環境で育つことが好ましいことと言えるだろうか。むしろ、いじめを経験といじめられる経験は、子どもが大人へと成長してゆく過程において貴重な経験と言ってよいだろう。昨今、「いじめ」に対する過剰反応から、幼稚園や小学校において喧嘩さえも避ける指導が徹底されている傾向は、決して好ましいこととは言えない。

中学生、高校生の場合、スクール・カウンセラーによる「救済」が思春期・青年期の発達においてマイナスにもなりうることも注意する必要がある。善意による「救済」は依存の関係を生み出して、自立した存在としての「尊厳」を喪失させてしまう結果を導くこともあることを認識しておく必要がある。「救済か尊厳か」という対立的な状況においては「尊厳」を尊重すべきだろう。

「いじめ」問題を「スクール・カウンセラーによる対処」と直結させる思考に対しては、上記のような一連の疑いを向けてみる必要があるだろう。

2) 子どもの危機的現象をめぐって

「いじめ」、不登校、校内暴力、学級崩壊など一連の子どもをめぐり危機的現象は、その社会的文脈に即して発生の機構を認識する必要がある。多数の学校と教室を観察してきた経験から言うと、これら一連の現象が発生する程度には、明らかに地域差がある。また、これらの現象が頻発する学校にも特徴がある。

地域的に見ると、大都市の郊外と地方都市の新興住宅地の学校において危機的な現象は起こりやすい。かつて中学校を襲った校内暴力が、大都市中心の低所得者層の地域において頻発したのと対照的である。現在の危機は、低所得者層の子どもというよりもむしろ、新中間層の子どもの中で起こり、郊外や新興住宅地における孤独と孤立の中で起こっていることが重要である。

アメリカにおける非行や中退などの危機的現象を検討したワイズボードは、その著書『傷つきやすい子どもたち』(Vulnerable Children, 1996)において、子どもの危機的現象の認識が人種的、階級的偏見に満ちていることを多数の調査結果の検討をとおして明らかにしている。

「貧困家庭は黒人家庭が多い」「貧困家庭の親は低学歴である」「少年非行は貧困地域に多い」などは、いずれも人種的・階級的偏見による認識であり、実態とは異なっているというのがワイズボードの結論である。そして、ワイズボードは、子どもをめぐり一連の危機的現象は、低所得者層のような同質の集団の内部で起こるのではなく、異質な階級や人種や文化が隣接する境界領域で多発していることを示している。危機的現象は、貧困や離婚や低学力を「原因」として起こるのではなく、何らかの差異を生み出す対象との「相互交渉の失敗」によって起こるというのである。アイデンティティの危機が派生するのは境界領域だからである。また、非行少年の多くが、誰もができる生活の基本的能力が欠落しているという無能感にとらわれたときに暴力を行使している事実も指摘している。いずれも興味深い指摘である。実際、少年犯罪の今日の傾向として、非行で検挙された少年のうち貧困家庭の子どもは8%しかいない。今日の少年犯罪は、むしろ都市郊外の新中間層の中に浸透しているニヒリズムを基盤として派生している。

危機的な現象が頻発する学校にも特徴がある。たとえば、中学校の校内暴力は学校規模に強く相関している。文部省の調査結果で生徒一人あたりの発生率を見ると、

12学級の学校では6学級の学校の約4倍であり、18学級の学校は6学級の学校の9倍、30学級の学校では6学級の学校の20倍以上に達している。校内暴力だけでなく、いじめや不登校などの発生率も学校規模と相関しているという報告がある。危機的現象と学校規模との相関は、今日の危機的現象が、子どもの孤立感と疎外感によって誘発されていることを暗示している。

さらに、危機的現象が多発する学校の特徴として、校長の特徴と教師集団の特徴がある。担任任せにして子ども一人ひとりに責任を負おうとしない校長のいる学校、教育の哲学をもたずリーダーシップを発揮しない校長のいる学校において危機的現象は頻発している。そういう校長のいる学校では教師集団は分裂しており、教師一人一人は孤立している。学校内の教師集団が分裂している学校、教室の壁や教科の壁の中に教師一人一人が閉じこもっている学校においても、子どもの危機的現象は多発している。昨今話題になっている「学級崩壊」と呼ばれる現象にしても、教師が「学級王国」に閉じこもり孤立し分裂している学校において派生している。「学級崩壊」の前に職員室が崩壊しているのである。

いじめを含む危機的現象は、上記のような地域や学校の社会的文脈に即して発生の機構について認識する必要がある。

3) 心理臨床のレトリック

「スクール・カウンセラーによるいじめ問題の対処と解決」というレトリックに見られるのは、危機的現象の認識に対する心理学主義である。「いじめ」については、個人の心理的問題である以上に社会的な問題であることは広く認識されている。「いじめ」は個と集団の関係の中で発生しており、学級や学校の文化の問題として認識されている。にもかかわらず、ひとたび臨床のレベルになると「いじめ」は一挙に個人化され心理化される。スクール・カウンセラーのレトリックでは、「いじめ」は、個と集団の権力関係(政治)における一方的な虐待という社会的な問題から「いじめられる子ども」の「悩みの解決」という個人的で進学的な問題へのすりかえが行われている。その過程で「いじめ」という社会的な病理は、「いじめられる子ども」の病理や「いじめを容認する子どもたち」の病理や「いじめ」を生み出している教室の人間関係の病理から、「いじめられる子ども」の個人的な悩みという「病理」へと転倒し、さらに「いじめられる子ども」の悩みという「病理」のほうが、臨床の実践の対象として中心化されるといって転倒が生じている。「いじめ」を病的な行為と呼ぶならば、その病理の中心は、自らのいじめ

る行為が相手に深刻な人格的ダメージを与えていることに無自覚な「いじめる子ども」の側の病理にあるという立場を見失ってしまえば、いったい何の「解決」になるのだろうか。

社会的な権力の問題を個人の心理の問題に還元したり、心理的な解決を社会的な解決から切断してしまう傾向は、心理臨床にとどまらず、心理学一般に共通する傾向である。厄介なのは、このすり替えと転倒が「いじめ」を扱うスクール・カウンセラーの「善意」によって遂行されていることである。そもそも、「いじめ」をそれが発生する教室において解決するのではなく、教室から切断された「相談室」において「解決」するというスクール・カウンセラーが置かれている位置そのものが、このすり替えと転倒を誘発してしまうと言えよう。

「いじめ」という学級の間人間関係の問題を解決する責任を中心的に担うのは教師であろう。スクール・カウンセラーが「いじめ」の解決の責任を担うことは原理上も立

場上也不可能である。スクール・カウンセラーの担える役割は「いじめる子ども」「いじめられる子ども」の心のケアであって、「いじめ」問題の解決ではない。

ここにおいて、もう一つの転倒が生じている点が重要である。通常、「いじめ」の対処にあたるスクール・カウンセラーの心理臨床は「いじめられる子ども」の心のケアに集中していて、「いじめる子ども」の心のケアを対象とすることは稀である。しかし、スクール・カウンセラーを設置した目的が、「いじめ」の解決にあるとするならば、「いじめる子ども」の心のケアは、「いじめられる子ども」の心のケア以上に重要であろう。この点についても、今後、検討すべき事項となるだろう。

〈注〉この報告の内容のより詳細な検討は、以下の文章で論述している。

佐藤 学『「いじめ」に対する『心理臨床』への要望』
（『児童進学の進歩』1998年版 金子書房）